リスト規制該非判定結果報告書

製品種類	ケースレーインスツルメンツ製 リスト規制対象外の製品				
製品型番	237-100H2, 237-160D3, 237-170D1, 237-308-1E, 237-308-2E3, 237-313A, 237-ALG-15, 237-ALG-2,				
	237-ALG-5, 237-ALG-6LUG, 237-BAN-3A, 237-BNC-TRX, 237-TRX-BAR, 237-TRX-ISTC, 237-TRX-NG,				
	237-TRX-T, 237-TRX-TBC, 487-BAN-6-1, 7009-5, 8010, 8101-PIV, KUSB-488B, LR:8028				
ECCN	EAR 9 9 参照: http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 上記各機器は、米国 Export Administration				
	Regulations を考慮すべき製品ですが、規制の対象外です。但し、仕向国、用途要件、取引禁止者リストのチェックは必要です。				
原産国	個体記述のシリアル番号と http://jp.tek.com/Corporate-export-control-p-sheet 記載の判定表を照合下さい				
////王国	個件記述。プラブル曲のと http://jp.tek.com/corporate	export control b sheet maxon-the as a well 1 GA.			
////	法令	主な参照条文			
外国為替及	法令 なび外国貿易法(以下「法」) 制定: 昭和 24. 12. 1 法律第 228 号				
外国為替及	法令	主な参照条文			
外国為替及 最終改	法令 なび外国貿易法(以下「法」) 制定: 昭和 24. 12. 1 法律第 228 号	主な参照条文			
外国為替及 最終改 輸出貿易管	法令 及び外国貿易法(以下「法」)制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号 女正:平成 26. 6. 13 法律第 69 号 (施行:平成 28. 4. 1)	主な参照条文 第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10			
外国為替及 最終改 輸出貿易管 前々改	法令 及び外国貿易法(以下「法」) 制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号 放正:平成 26. 6. 13 法律第 69 号 (施行:平成 28. 4. 1) 資理令 制定:昭和 24. 12. 1 政令第 378 号	主な参照条文 第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10 別表第-1~15、 別表第二、 別表第二の二			
外国為替及 最終改 輸出貿易管 前々改 最終改	法令 及び外国貿易法(以下「法」) 制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号 改正:平成 26. 6. 13 法律第 69 号 (施行:平成 28. 4. 1) 管理令 制定:昭和 24. 12. 1 政令第 378 号 放正:平成 28. 7. 29 政令第 266 号 (施行:平成 28. 7. 29)	主な参照条文 第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10 別表第-1~15、 別表第二、 別表第二の二			

判定結果

法第48条第1項が規定するところの「特定の種類の貨物」	日一該当する	☑ 該当しない
法第25条第1項が規定するところの「特定技術」	日一該当する	☑ 該当しない

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価であって、上記製品の輸出に際して経済 作成年月日: 平成 28 年 12 月 14 日 産業大臣の許可が不要であることを意味しません。輸出をしようとする人・法人は法的 義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守し てください。

参照: http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

株式会社TFE 会 社 名: 中島毅像社構

判定担当者: 電 話: 03 (6714) 3281 メール: law.jp@tektroxix